

独立行政法人改革における
新たな制度設計に係る議論の整理

平成 23 年 11 月

I. 新たな法人制度の構築に向けた基本的考え方

現行の独立行政法人制度を根本から見直し、新たな法人において最適なガバナンスを構築し、より質の高いサービスを提供するための制度設計に向けた、分科会におけるこれまでの検討を踏まえ、今後の取りまとめに当たり、議論の主要な論点を整理すると、以下のとおりとなる。

- 法人の適正な業務運営を確保する組織規律の強化
- 適正かつ効率的・効果的な財政資金の使用に向けた財政規律の整備
- 実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの見直し
- 国民に分かりやすく説明責任を果たす情報公開の推進

各法人の新たな制度設計にあつては、上記の4点から現行の制度を見直した上で共通して措置すべき事項を整理するとともに、法人の事務・事業の特性を踏まえ措置すべき事項について整理する。

II. 制度改正の主な内容

1. 法人の適正な業務運営を確保する組織規律の強化

(1) 適正な業務運営を確保する国の関与の強化

現行制度上、違法是正要求等にとどまっている、極めて限定された主務大臣の関与につき、政策実施の責任主体として法人の業務運営に必要な場合には、直接関与できることとする。

- ・ 緊急時における事務・事業の実施等の指示
- ・ 不適切な運営が明らかになった場合や、法人の違法行為及びそのおそれがある場合における是正命令等
- ・ 主務大臣の命令に従わなかった場合の罰則、指示に従わなかった場合における解任等の措置についても検討する。

(2) 監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化

監事の権限や責任について、その機能を強化することにより、法人の適正な業務運営を確保する。

- 監事の調査権限を整備し、監査報告の作成等に係る義務を規定するほか、監事の任期を延長する。
- 法人の業務執行の適正化を図るため、内部統制システムの構築を義務化する。また、法人の長を始め役員等の不適切な業務運営により損害が生じた場合などの役員等の責任の在り方についても検討する。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

- 文化振興法人、大学連携法人について、必要な場合には有識者による審議機関を設